

〈きたしん年金定期〉商品概要説明書

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間限定商品

1. 商品名	きたしん年金定期 自由金利型定期預金〈M型〉〔単利型〕
2. 販売対象	・ 個人のお客様で、当金庫へ公的年金の振込を指定されている方、または当金庫へ公的年金の振込予約をされた方(翌年の誕生日に裁定請求手続き可能な方)
3. 期 間 (1) 預入期間 (2) 取扱い期間	・ 定型方式…1年もののみ ・ 総合口座の取扱いはありません ・ 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 預入れは年金振込指定のある1店舗に限らせていただきます (2店舗以上に分けての預入れはできません) ・ 1,000円以上500万円以内 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・ スーパー定期(300万円未満)1年ものの店頭表示金利に0.10%上乘せ ・ 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 満期日以後に一括して支払います。(年金振込指定口座へお支払いします) ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別紙一覧表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、とも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・ この預金は、「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱します ・ 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください